

議案第13号

新座市保健センター条例の一部を改正する条例

新座市保健センター条例（昭和59年新座市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 市民の健康の保持及び増進を目的とした保健衛生事業を総合的に行うとともに、市民の自主的な保健活動の場に資するため、新座市保健センター（以下「保健センター」という。）を新座市野火止二丁目9番37号に設置する。</p> <p>（会議室等の利用方法）</p> <p>第6条 保健センターの会議室、<u>栄養指導室（調理室）、健（検）診室及び計測室</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 市民の健康の保持及び増進を目的とした保健衛生事業を総合的に行うとともに、市民の自主的な保健活動の場に資するため、新座市保健センター（以下「保健センター」という。）を新座市道場二丁目14番4号に設置する。</p> <p>（会議室等の利用方法）</p> <p>第6条 保健センターの会議室、<u>研修室、栄養指導室、予防接種室及び機能訓練室</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市保健センターの位置を変更するとともに、利用の許可を要する施設を改めたいので、この案を提出するものである。